

平成 2 3 年度

朝 日 ス ー パ ー ラ イ ン
利用促進協議会設立総会

期 日：平成 2 3 年 5 月 2 0 日（金）

会 場：山 形 県 鶴 岡 市

平成２３年度朝日スーパーライン利用促進協議会設立総会次第

１．開会

２．祝辞

３．議事

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 議案第１号 | 朝日スーパーライン利用促進協議会会則（案）について |
| 議案第２号 | 負担金の決定について |
| 議案第３号 | 平成２３年度事業計画（案）並びに収入支出予算（案）について |
| 議案第４号 | 要望書の提出について |

４．報告事項

- １）朝日スーパーライン（県道鶴岡村上線）の整備状況について
- ２）朝日スーパーライン山岳遭難発生状況について
- ３）朝日スーパーライン山岳遭難捜索救援体制について

５．その他

６．閉会

議案第 1 号

朝日スーパーライン利用促進協議会会則（案）について

朝日スーパーライン利用促進協議会会則を次のように定める。

平成 23 年 5 月 20 日 提出

（ 名 称 ）

第 1 条 本協議会は、「朝日スーパーライン利用促進協議会」と称する。

（ 目 的 ）

第 2 条 本協議会は、新潟県村上市（以下「村上市」という。）と山形県鶴岡市（以下「鶴岡市」という。）が連携し、両市を結ぶ朝日スーパーライン（県道鶴岡村上線）の沿線地域の豊かな自然や観光資源を活かし、道路の利用を促進するとともに、利用者が安全、安心に道路を利用するための必要な取組を行うことを目的とする。

（ 事 業 ）

第 3 条 本協議会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）朝日スーパーライン利用促進のための各種広報啓発活動
- （2）朝日スーパーライン交通安全確保のための調査及び関係機関への整備促進要望活動
- （3）朝日スーパーライン山岳遭難事故防止のための各種広報啓発活動及び関係機関との連絡調整
- （4）その他協議会の目的達成に必要な事業

（ 組 織 ）

第 4 条 本協議会は、次に掲げる村上市及び鶴岡市の次に掲げる者をもって構成する。

- （1） 市長
- （2） 市議会議員代表者
- （3） 関係諸団体の役員
- （4） 市役所関係部署の長

(役員)

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監 事 2人

2 会長及び副会長は、村上市長及び鶴岡市長が務め、任期は別表のとおりとする。

3 監事は会長が任命する。

4 会長は、必要と認める場合、会長委嘱による顧問を置くことができる。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条本文の規定にかかわらず、役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本協議会の会議は、定例総会及び臨時総会とする。

2 定例総会は、年1回開催し臨時総会は会長が必要と認めたとき開催する。

(議決事項)

第9条 総会において議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の制定または改廃
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会計)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（ 経 費 ）

第 1 1 条 協議会の経費は、村上市及び鶴岡市の負担金その他の収入をもって充てる。

2 負担金については、会議で別に定める。

（ 事務局 ）

第 1 2 条 本協議会の事務局は、会長の属する市の担当課に置く。

（ 雑則 ）

第 1 3 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会議に諮って定める。

（ 附則 ）

この会則は、平成 2 3 年 5 月 2 0 日から施行する。

別 表

期 間	会 長	副会長
平成 2 3 年 5 月 2 0 日 から 平成 2 5 年 3 月 3 1 日 まで	村上市長	鶴岡市長
平成 2 5 年 4 月 1 日 から 平成 2 7 年 3 月 3 1 日 まで (2 年間)	鶴岡市長	村上市長
平成 2 7 年 4 月 1 日 から 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで (2 年間)	村上市長	鶴岡市長
平成 2 9 年 4 月 1 日 から 平成 3 1 年 3 月 3 1 日 まで (2 年間)	鶴岡市長	村上市長
平成 3 1 年 4 月以降も 2 年間を任期に、村上市長と鶴岡市長が会長と副会長職を交互に務める。		

議案第 2 号

負担金の決定について

朝日スーパーライン利用促進協議会会則第 11 条第 2 項に基づき、村上市及び鶴岡市の負担金を下記のとおり定める。

平成 23 年 5 月 20 日 提出

記

1. 一年度につき、それぞれ 50,000 円とする。

議案第 3 号

平成 23 年度事業計画（案）並びに収入支出予算（案）について

（1）事業計画（案）

朝日スーパーライン（県道鶴岡村上線）の沿線地域の豊かな自然や観光資源を活かし、道路の利用を促進するとともに、利用者が安全、安心に道路を利用するため、次の事業を実施する。

番号	事業計画	事業内容
1	朝日スーパーライン利用促進、山岳遭難事故防止のための広報啓発活動	パンフレットの作成、配布を行う。
2	関係機関への整備促進要望活動	山形県、新潟県両県に対し要望書を提出する。

(2) 収入支出予算 (案)

収 入 (単位：円)

科 目	予 算 額	備 考
1 負 担 金	1 0 0, 0 0 0	村上市負担金 5 0, 0 0 0 円 鶴岡市負担金 5 0, 0 0 0 円
2 雑 入	2 1 3, 0 0 0	朝日スーパーライン地域開発推進協議会 継承金 5 2, 1 9 8 円 総会会費 (4, 0 0 0 円×4 0 名) 1 6 0, 0 0 0 円 預金利子等 8 0 2 円
合 計	3 1 3, 0 0 0	

支 出 (単位：円)

科 目	予 算 額	備 考
1 会 議 費	2 0 0, 0 0 0	総会経費
2 事 業 費	1 0 0, 0 0 0	パンフレット作成費
3 事 務 費	1 0, 0 0 0	事務局消耗品等
4 予 備 費	3, 0 0 0	
合 計	3 1 3, 0 0 0	

収入合計 3 1 3, 0 0 0 円

支出合計 3 1 3, 0 0 0 円

差引残額 0 円

※なお、予算の補正及び流用等については会長に一任する。

議案第 4 号

要望書の提出について

新潟県および山形県に対し次のとおり要望書を提出する。

平成 23 年 5 月 20 日 提出

新潟県村上地域振興局

都市整備部長 大 野 昇 様

山形県庄内総合支庁

建設部長 横 屋 和 興 様

要 望 書 (案)

朝日スーパーライン（県道鶴岡村上線）は山形、新潟両県を結ぶ重要な路線であるとともに、群生するブナ林など、沿線は豊かな自然の宝庫であります。

朝日スーパーライン利用促進協議会では、沿線の豊かな自然や観光資源を活かした地域活性化を目指し活動を行っておりますが、より一層の利用促進を図るため、別紙のとおり要望いたします。

平成 23 年 5 月 20 日

朝日スーパーライン利用促進協議会

会 長 村上市長 大 滝 平 正

副会長 鶴岡市長 榎 本 政 規

別紙

- 同路線は、冬期間積雪のため通行閉鎖されております。また近年は土砂崩落等の自然災害が頻繁に発生し、通行できる期間がさらに短くなっている状況にあります。毎年、両県関係部局のご尽力により開放に努めていただいているところですが、早期の開放をはじめ一日も長い期間の開放に努めていただくよう要望いたします。
- 同路線は急カーブなどで見通しの悪い箇所が多く見られるほか、狭あい部や未舗装区間も多くあります。利用者が安全・安心に通行できるよう、施設整備を推進くださるよう強く要望いたします。